

1. 快適職場づくりが求められています

技術革新の急速な進展などにより、職場における作業態様や労働環境がめまぐるしく変化し、疲労やストレスを感じている労働者が増え、さらに、今後、高年齢労働者の増加、女性の就業分野の拡大、就業形態の多様化が見込まれる中で、労働安全衛生法等で定められた最低基準を満たすのみならず、すべての労働者にとって疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい快適な職場環境の実現が求められています。

また、快適職場づくりを進めることは、労働者の有する能力の有効な発揮や、職場の活性化にも役立つものと考えられます。

2. 快適職場づくりとは

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、労働大臣による「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）が公表されています。この「快適職場づくり」とは、法令等の基準を超えた高い安全衛生水準を自主的な目標として定め、その実現に向かって継続的、計画的に努力をすることです。

3. 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、次の4つの事項が示されています。

① 作業環境

作業環境を快適な状態に維持管理するための措置



② 作業方法

労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置



③ 疲労回復支援施設

作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備



④ 職場生活支援施設

その他の快適な職場環境を形成するため必要な措置

